



島根県報

令和7年8月22日（金）

第 6 4 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の住所の変更

（建 築 住 宅 課） 2

告 示

島根県告示第479号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の住所の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月22日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	住 所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
ビューローベリタ スジャパン株式会 社	神奈川県横浜市中区山下町22番地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 4－6－2	令和7年9月16日